

弁護士法人福岡法律事務所

代表弁護士福岡則博、弁護士尾崎悠吾

〒665-0845 兵庫県宝塚市栄町2丁目2番1号ソリオ3(5階)

TEL: 0797-87-5606 FAX: 0797-87-7160

HP: <https://www.fukuma-law.com/>

Mail: office@fukuma-law.com

執筆: 弁護士尾崎悠吾



Legal F : Forces for Friends, Families and Fortunes (友人、家族、財産を守る力)

子どもが大学に通っている場合における婚姻費用・養育費の算定方法について

(仮定の設問)

夫が年収800万円(額面)の給与所得者、妻が年収300万円(額面)の給与所得者、子(19歳)が私立大学1年生(年間の授業料100万円)という家庭で、夫婦が別居して妻が子を養育するときの生活費や、夫婦が離婚して妻が子を養育するときの子の養育費は、どのように計算されますか。

(回答)

1 夫婦は、**婚姻生活に必要となる費用(婚姻費用)**を分担しなければならず(民法760条)、**別居中**でも収入の多い方から収入の少ない方に対し婚姻費用を支払わなければなりません。

父母が**離婚**するときは、**子の監護や教育に要する費用(養育費)**を定め(民法766条1項)、子を監護していない親から子を監護している親に対し養育費を支払わなければなりません。

養育費の支払終期は原則として満20歳までですが、子が成人に達しても大学に通う等して自立していない場合には養育費の分担義務があります。

2 婚姻費用・養育費の金額は、夫婦が協議して決めることとなりますが、協議が整わない場合、調停等では、「**算定表**」を参考にして定められます。

夫の年収800万円、妻の年収300万円、15歳以上の子1人の場合、算定表に従えば、夫(義務者)が妻(権利者)に支払うべき婚姻費用は月額14万円程度、養育費は月額9万円程度となります。

3 婚姻費用・養育費を計算する際には、夫婦それぞれの「**基礎収入**」を計算する必要があります。

基礎収入は、総収入から、①公租公課(所得税・住民税・社会保険料)、②職業費(交通費・仕事上の

交際費)、③特別経費(住居費・医療費等)を控除した金額であり、収入が高いほど基礎収入割合は低くなり、収入が低いほど基礎収入割合は高くなります。

本件では、給与所得者である夫の年収800万円の基礎収入割合は40%であり、夫の基礎収入は800万円×0.4=320万円となります。同じく給与所得者である妻の年収300万円の基礎収入割合は42%であり、妻の基礎収入は300万円×0.42=126万円となります。

4 また、婚姻費用・養育費を計算する際には、子の「**生活費指数**」が必要になります。子の生活費指数は、生活保護基準による大人を100とした場合の子の生活費の割合です。

0歳から14歳までの子は、公立中学校の学校教育費を含めて生活費指数が「62」(うち教育費部分「7」)とされ、15歳以上の子は、公立高校の学校教育費を含めて生活費指数が「85」(うち教育費部分「16」)とされています。

本件で、子は19歳であり、15歳以上ですので、夫と妻の生活費指数をそれぞれ100とした場合、子の生活費指数は85(うち教育費部分16)になります。

5 **婚姻費用**は、「義務者(本件では夫)の基礎収入と権利者(本件では妻)の基礎収入の合計額」に、「義務者世帯(夫)と権利者世帯(妻と子)の生活費指数の合計のうち権利者世帯の生活費指数が占める割合」を乗じて権利者世帯に割り振られる金額を計算し、ここから「権利者の基礎収入」を控除して、義務者から権利者に支払われるべき婚姻費用(年額)を計算します。

本件においては、(夫の基礎収入320万円+妻の基礎収入126万円)×妻子世帯の生活費指数(100+85)÷夫世帯と妻子世帯の生活費指数の合計(100+100+85)-妻の基礎収入126万円=

年間約163万5000円(月額13万6000円)となり、算定表上の14万円に近い金額になります。

6 **養育費**は、「義務者の基礎収入」に、「義務者と子の生活費指数の合計のうちの子の生活費指数が占める割合」を乗じて子に割り振られる生活費を計算し、これに「権利者と義務者の基礎収入の合計のうち義務者の基礎収入が占める割合」を乗じて、義務者が分担すべき養育費(年額)を計算します。

本件においては、夫の基礎収入320万円×(子の生活費指数85/夫と子の生活費指数の合計185)×(夫の基礎収入320万円/夫婦の基礎収入の合計446万円)＝年間約105万5000円(月額8万8000円)となり、算定表上の9万円に近い金額になります。

7 もっとも、上記計算では、子の生活費指数のうち教育費について、0歳から14歳までの子は公立中学校の学校教育費相当額、15歳以上の子は公立高校の学校教育費相当額しか考慮されていません。

上記計算で考慮済みの子の教育費を超える教育費についても、義務者が明示または黙示に進学を承諾した場合や、義務者の収入・学歴・地位などからその教育費負担が不合理でない場合には、義務者に分担義務があるとされています。

8 **婚姻費用**の上記計算で考慮済みの子の教育費は、(夫の基礎収入320万円+妻の基礎収入126万円)×(子の生活費指数85/夫世帯と妻子世帯の生活費指数合計285)×(子の生活費指数のうち教育費部分16/子の生活費指数85)＝約25万円です。

子の大学の年間授業料100万円はこれを75万円超過しており、この超過分を義務者と権利者の生活費(生活費指数は同じ100)から出すことになるため、その2分の1相当額である年間37万5000円(月額3万1000円)を、婚姻費用に加算する必要があります。

従って、義務者が権利者に支払うべき子の大学授業料を含めた別居中の婚姻費用は、基本の13万6000円に3万1000円を加算した**月額16万7000円**になります。

9 また、**養育費**の上記計算で考慮済みの子の教育費は、夫の基礎収入320万円×(子の生活費指数85/夫と子の生活費指数合計185)×(子の生活費指数のうち教育費部分16/子の生活費指数85)＝約27万7000円です。

子の大学の年間授業料100万円はこれを72万3000円超過しており、この超過分を義務者と権利者の基礎収入から出すことになるため、超過分72万3000円×(夫の基礎収入320万円/夫婦の基礎収入の合計446万円)＝年間51万9000円(月額4万3000円)を、養育費に加算する必要があります。

従って、義務者が権利者に支払うべき子の大学授業料を含めた離婚後の養育費は、基本の8万8000円に4万3000円を加算した**月額13万1000円**になります。

10 子が大学や私立学校に通っている場合のほか、義務者においても子を養育している場合などについては、婚姻費用・養育費の算定表だけでは婚姻費用・養育費の金額を明らかにできず、具体的な事案に応じて計算する必要があります。

婚姻費用・養育費について事案に応じた計算する必要がある場合には、弁護士にご相談下さい。